



Doshisha University Academic Repository

同志社大学学術リポジトリ

「立ち退き」をめぐる相克

著者	本岡 拓哉
雑誌名	人文研ブックレット
号	70
ページ	49-72
発行年	2021-03-31
権利	同志社大学人文科学研究所
URL	http://id.nii.ac.jp/1707/00028011/

第3回 「立ち退き」をめぐる相克

はじめに

それでは、同志社大学人文科学研究所連続講座 2020『戦後「バラック街」再考』の第3回「立ち退き」をめぐる相克をはじめます。本日が最終日となります。どうぞよろしく願いいたします。

まず、これまでの講座内容を振り返りますと、第1回では「バラック街」という空間を問い直すことを、すなわち多様性、関係性、過程として空間を捉えていく見方についてお伝えしました。そして、こうした見方を踏まえて、バラック街の生活風景にアプローチし、第2回ではバラック街が生成から消滅へと至る過程、社会的に問題視される状況を見てきました。

前回の講座に関して、受講生の方からいくつかご意見やご質問をいただきました。ここでは一つご質問を取り上げたいと思います。社会的に問題視される中で取り上げた衛生的な問題に関連して、バラック街ではなぜ養豚が生活の糧にされていたのか、というご質問でした。

バラック街と養豚はよくイコールで考えられることもあるように、大抵のバラック街では養豚が営まれていたようでした。養豚は生産のサイクルが早く、それなりに儲かる仕事だったことが考えられます。また、バラック街が立地する場所が河川沿いなど、ある程度広がりがあり、都市内ではあるものの、人々が多く住む

エリアから一定程度離れた場所にあったことも要因かと思います。かつて、私は和歌山県新宮市で養豚業を営まれていた在日の方にインタビューをしましたが、養豚は悪臭の問題も含めて不衛生に見えるが、豚自体はきれい好きのため、清潔にしないとイケないので大変な仕事だったと聞いたことがあります。このようにバラック街と養豚をめぐる、いろんなストーリーがあるかと思います。

このほか、バラック街の撤去に際して居住者に対する補償はあったのかということや、バラック街と被差別部落との関係についてのご質問がありましたが、本日の講座内容に答えが含まれているかと思います。なお、被差別部落内のバラック街もあるかもしれませんが、今回はある種、別のものと考えた上で、その関係についても触れたいと思います。

本日の講義は、バラック街での立ち退きという現象におけるさまざまな関係性やその方法の多様性にアプローチしていきたいと思います。バラック街の消滅過程は必ずしも単線的ではなく、複線的であること、多様であることを明らかにし、それぞれの過程におけるさまざまなアクターによる諸営為にアプローチしていきます。そして、本日は最終日となりますので、総括として全体のまとめを提示します。戦後バラック街の状況を見直すとともに、戦後都市社会の捉え方に対する本講座の意義について考えてみたいと思います。

1. バラック街の立ち退きをめぐる複線的な過程

立ち退きといえば、いわゆる強制立ち退きをイメージしやすいかと思います。地権者がそこに住む人たちを強制的に立ち退かせる、行政代執行として、場合によっては警察権力や暴力を用いながら、抵抗する居住者を排除することが想起されるでしょう。たしかに、そういうことが存在したことは事実で、1966年1月19日の『中国新聞』の記事で報道されたように、広島市の場町では、かなりの人数で川沿いの家屋が壊されたことがわかります。

しかし、このような事例はそれ相応の数があったと思いますが、全体を見渡すと一部で、バラック街の消滅過程には他にもいくつかのルートがあったようです。なお、強制立ち退きには、たとえば、地区の火災後に再定住を禁止して立ち退かせる事例もあったようです。『神戸新聞』の1962年9月14日の記事「不法占拠地、火事幸いにバリケード」を紹介しますと、「新湊川のバラック街の火事で世帯約160人が焼け出された。街路を緑地帯にするための市有地をバラック群が不法占拠していた問題に神戸市は焼け跡の整理さえ済まないうちに幕を張って立入を禁止した」とあり、火事後の対応において立ち退きが敢行されたことがわかります。

バラック街が消滅する過程において、強制立ち退きのほかに大きく3つの方向（自主移転、集団移住、居住継続）があったかと思いますが、なかでも最も多いのは居住者の自主移転です。居住者が自分で立ち退くというかたち、これがほとんどだったと思います。ただし、行政は何もしなかったのではなく、たとえば見舞金

や移転補償費といったように、ある程度の面倒を見ることもあり、場合によっては、公営住宅を斡旋する自治体もありました。

次に集団移住ですが、コミュニティを維持する形で集団移住を成し遂げたバラック街もありました。いわゆる住宅地区改良事業をバラック街に適用し、改良住宅を別の用地に建設、バラック街に住む人たちが集団的に移住するというケースです。住宅地区改良法に基づく住宅地区改良事業は前回、紹介しましたが、不良住宅地区の整備を目的として、スラム・クリアランス、スクラップ・アンド・ビルド、すなわち密集する不良家屋を除去し、当地あるいは近隣地にマンションや団地を建てて、そこに居住者を移住させるという方式です。数は限られておりますが、一部のバラック街がこの対象地区に指定されたのです。後でも具体的に紹介しますが、そのほか県有地や市有地が払い下げられて、集団移住が実現する事例もありました。

また、場合によってはバラック街が撤去されることなく、居住継続、維持される事例もありました。京都市南区松ノ木地区や宇治市のウトロ地区、大阪空港近隣の伊丹市中村地区などがそれに当たります。しかし、これは居住が公的に認められたわけではなく、行政による放置、社会的に無視されたことで、不安定な生活状態、不良住宅のまま継続されてしまったということです。

以下では、バラック街の消滅過程を辿ることを目的として、特に自主移転がなされた神戸長田の「大橋の朝鮮人部落」、住宅地区改良事業が適用された、静岡市安倍川河川敷地区、県有地の払い下げが実施された広島市を流れる太田川放水路沿いの3つのバ

ラック街を取り上げたいと思います。それぞれのバラック街の消滅をめぐって、いかなる営為が行われてきたか、行政、居住者、支援者によるさまざまな取り組みに注目したいと思います。

2. 行政による自主移転促進

神戸長田を流れる新湊川沿いにあったバラック街は「大橋の朝鮮人部落」と言われ、『日本残酷物語 現代篇1 引き裂かれた時代』（1960年）の一つの章「島から来た人々」にも、この地区は取り上げられています。すでに紹介したかと思いますが、その一節をもう一度お見せしておきます。

高架線にそって東へ、ぬかるみ道をたどってゆくと、やがてバラックの大群が行く手をふさぐ。このあたり、高架線両側の道路予定地と新湊川兩岸をうずめる数百のバラックは、空襲被災者の仮住居の名残りではない。ここがこのような姿になったのは、昭和二十四、五年以後のことである。新湊川にかかる湊川大橋にたつと、床を半間から一間も川の上にはみださせたバラックが、延々とつづく壯観をみることができる。神戸市民はこのバラック街を「大橋の朝鮮人部落」と呼んでいる。

当地は、新湊川沿いに300戸くらいのバラックがあって、500世帯の人たちが暮らしていたと言われています。戸数と世帯数が

ずれるのは間借りなど、一つの家屋に複数の世帯が居住するケースがあったのかと思います。そして、当地は「大橋の朝鮮人部落」と称されるように、在日朝鮮人が多く住んでいたわけですが、すべての居住者がそうだったのではなく、奄美出身者や沖縄出身者、日本の他の地域から神戸に来た人たちも含まれるように、多様な社会構成になっていました。

さて、前回も確認したように、当該地区は1970年、阪神高速の湊川ランプが建設されるまでに、すべてのバラックが撤去され、居住者は立ち退かされます。神戸市は個別交渉でバラックに住む人たちに見舞金を払うことで、自主移転を促していき、結果的に本バラック街は消滅するわけです。ただし、居住者が連帯するなかで、当地の消滅に対して抵抗したという証言もありました。朝鮮総連の長田南支部が中心となり、居住者たちの連帯、組織化を目指したわけですが、残念ながらそれはうまく行きませんでした。当時の関係者の方から以下のような証言がありました。

（居住者の立ち退き）は市が区画整理をやるときにね、ここに住む人がね、夜とか、私たちの知らない間に、ぱっと出て行ってしまうんです。市がしっかり話に来ていてね、市とうまく話がいったということですね。市は個人個人で話に来ていたんですね。集団的に何ほやろうとしてもやりませんでしたわ。朝鮮南支部としては集合的にやって、神戸市と折衝して何か勝ち取ろうとするつもりで、私らが行くとね、そのときはみんな一緒にやらなあかんっていうわけですよ。だけど

それがね、知らん間に空っぽになっていて、市がそれを立ち退かせてしまう。

集団的に行政と交渉をする中で「居住権や生活権を保障していかう、コミュニティの維持を図ろう」としたのですが、結果的に、うまくいかなかったということです。行政が居住者の分断を図っていったこともあるようで、以下のような証言はそれを明示するものでしょう。

市はね、上から大規模に立ち退かせるのではなく、下から一つ一つ立ち退かそうとした。それで一つ立ち退いたら、その隣に行って、「隣は立ち退いたのにお宅は…」とプレッシャーをかけるわけですよ。あるいは、その時に特別に移転費を上乗せしたのかもしれない。

たとえば、「隣は10万円だったが、お宅は15万円ですよ」といったように、居住者の分断が促されたようです。そうした市による分断は、この地区が「大橋の朝鮮人部落」と言われながら、様々な出自の居住者がいたことをうまく突いた可能性もあります。朝鮮出身者と奄美出身者、沖縄出身者たちの間をうまく分断していくということです。また、在日朝鮮人においても、そもそも北と南という国家の分断があり、それぞれを支持する組織の分断もあるわけです。すなわち、朝鮮総連と在日本大韓民国居留民団（民団）を分断させることも神戸市は考えたのかもしれない。

いずれにせよ、行政は個別交渉で分断を図りながら立ち退かせていくわけですが、ほかの多くのバラック街でも、居住者はバラバラとなり、それによって地区が消滅していったのでしょうか。

それでは「大橋の朝鮮人部落」に住んでいた人たちはその後、どうなったのか、残された資料や証言を頼りに復元を試みましよう。まず、「大橋の朝鮮人部落」の近隣、真野地区を研究対象とした、今野裕昭『インナーシティのコミュニティ形成—神戸市真野住民のまちづくり—』（東信堂、2001年）に、ある方のライフヒストリーが含まれておりました。その方は「大橋の朝鮮人部落」に住んでいたと想起されます。見舞金はそんなに高額ではなかったかと思いますが、自助努力で近隣に転居した事例と言えるかと思えます。

Yさんは、鹿児島県出身。昭和25年神戸市に移り、真野の西隣り、川沿いのバラックに住む。昭和28年にそのバラックの一つで美容店をはじめ。バラックだったので借金も少なくて済んだ。昭和40年、高速道路建設のため立退きになり、真野の現住地に転居。昭和42年、権利金120万円を入れ、柱だけ残し全部ぶち壊し。改造した。1階が店舗（6畳）、台所3畳、中2階を壊して、2階に6畳と3畳をつくった。

また、Kさんという元居住者で、在日二世の方のライフヒストリーを聞き取ることもできました。Kさんは1953年に下関で生

まれます。彼が7歳の1960年にお父さんとお兄さんが仕事を求めて神戸・長田に移住、翌1961年、お母さんとお兄さん二人とともに呼び寄せられます。お父さんが早く亡くなりますが、その後、家族五人で「大橋の朝鮮人部落」に住むことになったようです。そして、彼が12歳のとき、1965年のバラック街の火事をきっかけとして、この地を離れることになります。同胞が経営していたケミカルシューズ工場の2階の間を借りしたり、長田区内のアパートなどに引っ越しをしたそうですが、最終的には「大橋の朝鮮人部落」に隣接する同和地区の一角に居を構えたということでした。

そのほか、「当時、朝鮮学校のクラスの2割は北へ帰ったと思う」（男性、1952年生）といった語りや、「多くの居住者が北朝鮮に帰ったのではないか。友人の一人が帰ったのを憶えている。お別れをするときに、近くの六間道商店街の映画館に行って「これが最後やな」と言ったのを憶えているね」（男性、1953年生）との発言を元居住者への聞き取り調査のなかで得られました。当該地区の近隣には朝鮮初級学校があり、居住者の子弟も多く通っていたようなのですが、そのクラスの2割が北、すなわち朝鮮民主主義人民共和国に帰ったということです。1950年代後半から開始される北朝鮮帰国事業については、日本の差別や排除、さらには貧困生活の脱却との関連が指摘されるわけですが、まさにバラック街の消滅の一要因になったこともこうした語りから理解できるかと思います。

3. 河川整備と住宅地区改良事業

一つ目の事例は、行政による自主的移転促進の中でバラック街が消滅したケースです。それに対して、二つ目と三つ目の事例は居住者たちがコミュニティを維持しながら集団的に移住する事例となります。ここでは前者、住宅地区改良事業によって改良住宅が建てられ、集団移住が実現した、静岡市安倍川のバラック街を取り上げます。

当該地区の撤去および集団移住に関する建設省静岡河川工事事務所の報告書『安倍対一安倍川不法占用は正二二年の記録一』（1990年）の掲載写真を見ると、堤外地、すなわち河川敷にバラック街が立ち並び、なかには廃品回収のバタヤ的なものも存在していることがわかります。この地区が現在、どうなっているか。河川整備の中で、そこにバラック街を見ることはありません。元居住者たちの多くはここから少し離れたところ、堤防の内側にある住宅団地や分譲地に移ったのです。当地にはおよそ300世帯が暮らす公営住宅のほか、住宅用地、事業所地区、廃品回収作業所として分譲された173の区画があります。さきほど紹介した神戸の事例に比べれば、かなり手厚い保護や配慮がなされていたことがわかります。

なぜこのような行政による対応が行われたのでしょうか。一つには河川整備の一環として、バラック街を撤去する必要があり、そのために住宅が用意されたということです。ですので、バラック街居住者を守るためというわけではなく、河川整備を進める行

政上の都合で実施されたとと言えるかと思います。

1960年、建設省が「治水事業10カ年計画」を立て、それまで以上に予算を投下していくなかで、日本の河川整備は進んでいきます。建設省『日本の河川』（1995年）のデータを参考に、建設省治水事業の実施額の推移を確認すると、1960年代から少しずつ右上がりに増えていき、1970年にかなり増額することがわかります。10カ年計画とともに、1960年代には、河川法が新たにつくり直されるように、法的にも河川整備を支える条件が揃います。もともと河川法は1897年に法制化されているのですが、1964年に大幅な改正がなされます。また翌1965年には、河川占有敷地準則ができ、河川敷地の占有許可の法的根拠が提示されます。こうした事業計画や法制度に基づき、1960年代から1970年代にかけて河川整備が各地でドッと行われていくわけです。

そして、河川敷の整備や管理も建設省や都道府県の河川整備当局を中心に進んでいきます。そこでは、私的な占有が排除され、河川敷は防災公園、遊歩道、緑地帯など公的用地のみが許容されていくこととなります。土地の占有許可を定めた、河川法第24条では、「河川区域内の土地を占有しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない」とあり、河川敷占有許可準則の第4条では「河川敷地の占有は、次に掲げる基準に該当し、かつ、必要やむを得ないと認められる場合に許可することができる。この場合においては、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先させなければならない」と書かれています。後者の公共性につ

いては、「治水上又は利水上支障を生じないものであること、河川の自由使用を妨げないものであること」などが提示されています。このように占有の権限や範囲が明確化されるとともに、河川法第75条1項では、「河川敷にある工作物が許可を得ていなければ徐却し、河川を現状に回復することが求められる」と記載されています。

このように公的な管理が進む中で1960年代から1970年代にかけて河川整備は進行していき、その中で懸案となっていた河川敷を占拠するバラック街も撤去の対象となっていくわけです。

こうした状況を安倍川のバラック街で具体的に確認したいと思います。1965年9月、静岡県をはじめ行政当局は、河川沿い並びに河川敷においてバラックを建てていることに対して、戒告書を出すことによって、自主的な立ち退きを促進していました。これは先程紹介した「大橋の朝鮮人部落」と同様かと思います。そして、戒告書に抵抗すれば、行政代執行法第2条によって代執行を行うことが明記されていました。

基本的にこのような立場は維持されていきますが、1966年に大きな転換があります。静岡県が中心となり、安倍川総合対策が提示されることとなります。ここでの事業は、安倍川河川整備をすることを名目として、静岡県だけではなく、国と静岡市とが協同して行うものでした。具体的な対策項目は以下の7点です。

1. 安倍川沿いの河川認定地（50,000㎡）の公用廃止。
2. 静岡県住宅供給公社が認定地を旧地主から買収、宅地造成を

実施。

3. 住宅地区改良法を適用し、改良住宅を建設。改良住宅の建設は静岡市が施行。
4. 職業上、土地を必要とする者については分譲地を考える。
5. 静岡県に安倍川対策室を設置し、国及び静岡市から職員を派遣。
6. 公用廃止する移転地の堤防締切工事は建設省で施行。
7. 移転に当たっての雑費（移転見舞金）の支給については、建設省で検討。

すでにご紹介した報告書『安倍対—安倍川不法占用是正二二年の記録—』には、実際に本事業を遂行した安倍川対策室の歴代事務所長による懇談会の内容が含まれておりますので、それを参考にこの事業が行われた経緯について確認したいと思います。

まず、安倍川対策事業がなぜ行われたかについてです。二代目の事務所長は以下のように発言しています。

安倍対のスタートについては、河川法の改定で、安倍川が県の管理から直轄管理河川になるときに、中部地建としては、不法占拠をそのままにして直轄管理区間にしたくないという意向があったようです。しかし県は、その部分だけを建設省の直轄にしないというのは困るわけですので、県と建設省が話し合って、不法占拠については県と、国と市が入りまして、総合的な安倍川対策室をつくって、不法占用を片付けるとい

うのが、直轄河川にするときの一つの条件と聞いております。

次に初代事務所長の方の発言を紹介します。当時の静岡県知事と建設省のパイプがあったことで、この事業がスムーズに遂行したということがわかります。

国にお返しするにはきれいにしてお返するのが県の責任であるということで、あれは竹山知事（竹山祐太郎、農商務省出身、1954～55年に建設大臣、1967～74年に静岡県知事）の頃だったと思うんですけど、あの人は建設省の大先輩みたいな人で、建設省には面倒みてやろうというような太っ腹なところがあったという話も聞いております。

本事業において、安倍川総合対策協議会という組織も設置されるのですが、会長は静岡県副知事が務め、副会長に静岡県土木部長、静岡市長、建設省の中部支局建設局河川部長が就きます。そのほか委員として、市議員や県議員などが関わる中で、この事業が遂行されていきます。すでに出てきましたが、実行組織である安倍川対策室には8名の職員が所属し、その内訳は建設省から2名の出向、静岡県4名、静岡市2名となっており、国と県と市が協同していることが認識できるかと思います。

いずれにせよ、この体制の中で住宅地区改良事業が当地区に適用され、住民の集団移住が実行されるのですが、住民が成し遂げたいというよりも、国、県と市が主導的に河川を整備するために実現

したわけです。初代の事務所長が「国にきれいにしてお返ししなければならぬ」と発言したことが象徴的なように、資金や労力をかけてでも河川整備を実施する必要性がそこにあったわけです。そうして当地区の整理（消滅）が実施されたのです。

ただし、報告書によれば、一部の地区では抵抗があり、居住を継続する人もいて、結果的に行政代執行による強制撤去をした事例もあったようです。必ずしもスムーズに行政の思い通りにいったわけではないということです。居住者側にも何らかの理由があつてのことだと思いますが、居住者の意向を汲むことなく、ある意味、行政側の都合を押し付けたことと捉えることも可能かと思えます。

なお、このように河川整備の一環として集団移住が行われたのは安倍川だけでなく、横浜の鶴見川沿いのバラック街や熊本の白川地区、さらには広島の大田川沿いの通称「原爆スラム」といわれる基町地区でも同様の事業がなされて、集団移住がなされます。

4. 集団移住のための連帯と行政交渉

以上、行政主導型で進めていった集団移住の事例をご紹介しましたが、その一方で、住民の意向や運動の成果として集団移住を成し遂げた例は、ほとんどありません。部落解放運動のような集合的な運動はバラック街では実現することはなかったのかと思います。ただし、全くなかったわけではありません。ここでは、広島市を流れる大田川放水路沿いにあったバラック街の事例を紹介

したいと思います。当該地区においては、自分たちで運動を起こすなかで、ある程度ですが、払い下げられた県有地に集団移転を成し遂げることが出来たわけです。「ある程度」というのはいろいろな意味合いを含みますが、土地を購入できるような、お金の
ある人は集団的に移住できたわけなのですが、貧しい人など一部の方は払い下げられた土地に移住できなかったということも一つ
です。

一部の居住者が移住出来なかったことはさておき、ここではなぜ集団移住ができたか、その背景について説明したい思います。まず、安倍川のように行政による住民への配慮を指摘しておくべきか
と思います。安倍川の河川整備と同様、太田川放水路事業を完遂させるためには、その妨げとなる同地区のバラックを撤去しない限り、堤防ができないということがあったわけ
です。立ち退かせるために集団移住させる、また土地を払い下げることが実施されたということです。その一方で、住民たちも連帯するなかで、立退対策委員会を組織し、よりよい立退補償を求めて、行政と交渉を行うことがあったのも事実です。この二つの要因が重なるなかで集団移住が成し遂げられたのです。

それではなぜ行政は補償をしたのか、土地を払い下げたのか、その根拠を確認しておこうと思います。ここでは三つの根拠を提示します。まず一つ目は先程も述べたように、太田川放水路事業の完遂のためです。そして二つ目が、隣接する被差別部落での立退補償の存在です。当該地区に隣接して、広島市の中でも最大規模の被差別部落があり、そちらは1957年というかなり早い時期

に、公営住宅が大規模に提供され、集団移住が実施されてきました。こちらの地区がなぜ放置されることになったのかと言えば、本バラック街は在日朝鮮人が集住していたからということが要因でしょうし、河川敷を「不法」に占拠していたことも関わっているかと思います。こうしたなか、前者の被差別部落は補償しているのに、こちらは補償していないことで、行政上のある意味「負い目」があったことを指摘できるかと思います。

そして三つ目が、抵抗運動と再度の不法占拠を抑えるためのことだったかと思います。「抵抗運動と最後の不法占拠を押さえるために「第三人（ママ）に対しては、一時収容施設を設け、アパート等に入居させ、生業が成り立つようにしてやらない限り、不法占拠、スラム街等が再現される可能性がある」ということが、行政担当者の発言として、当地区の撤去に関する行政文書に書かれておりました。いずれにせよ、行政上の都合がそこには垣間見れます。

その一方で地区住民たちは、なぜ抵抗できたのか。抵抗するには連帯や組織化を図ることが必要ですが、なぜ当該バラック街でそれはできたのか、見ていきたいと思います。ここでは大きく四つの条件を指摘できます。

一つ目は、このバラック街の形成の経緯です。すなわち、当該地区には戦前から住んでいた人たちが何人かいたようです。そして、当地での被爆経験を有する方も何人かいたということです。こうした場所の条件が人々を連帯させる条件にもなったということです。

二つ目は、先述したように、1世帯を除いてほとんどが在日朝鮮人の方で、かついわゆるチェーンマイグレーションということで、同郷出身の方が集まっていたということです。慶尚南道の陝川郡（ハプチョン）の出身者が多かったということです。

三つ目は自生的リーダーの存在です。立退対策委員会の会長に選ばれたCさんは、戦前からここに住み、被爆経験を有し、大家族で衛生業、清掃業に近い仕事を営み、従業員も多い50代の経営者だったということです。なお、彼を中心に居住者がまとまったわけですが、それを支えたもう一人重要な人物もいました。立退対策委員会の事務局長を務めたTさんです。Tさん自身、この地区の住民ではなく、隣接する被差別部落で生まれ育った地区外居住者でしたが、朝鮮総連専従職員の立場でこのバラック街の立ち退き問題に関与します。この地区自体は民団の部落と言われたように、南（韓国）を支持する人たちが多かったわけですが、彼はここにうまく溶け込み、地域住民の連帯、組織化を図っていきます。10年ほど前にこのT氏にインタビューをしたのですが、その時の証言を二つご紹介します。

民団の方から見れば、（北は）好きじゃないけれども（該当者がT氏のほかに）おらんじゃないかと。まあ、（T氏に）いっぺんやらしたらどうかというのが本音じゃなかったかなと、僕は思うんですよ。それで、僕がそこでまあ、徐々に徐々に僕の気持ち判っていったんじゃないかと思う。

総連じゃ民団じゃと、みんなが中でわーわーと喧嘩しよったらね、向こうに見られますよと。でも、一緒にやるんやったら、ここの対策委員会の委員長を中心に、彼が民団であろうが総連だろうが（関係ない）、それはみなさん選ぶんだから、選んでしっかり固まって、彼を中心に。発言も向こうに出たら、わしもじゃ、わしもじゃじゃあなしに、対策委員長、事務局長に任してくださいと。それ以外の方、あんまり発言しないでくれと。

以上のように、彼は住民たちに語りかけ、地域をまとめることになりました。当該バラック街の撤去をめぐることは、住民たちが連帯する中で行政との交渉が行われていくことになるわけです。行政側は「立ち退かせたい」と考える一方で、住民側の方も立ち退くことを前提にしているため、他の地区に比べると、かなりスムーズにいったかもしれません。ここに中国地建総務部用地課が1966年に作成した、『太田川放水路左岸旭橋不法占拠家屋立退対策関係綴』と題した2冊の行政資料があります。当該資料はある研究者から譲り受けたもので、入手ルートがよくわからないのですが、当該地区の撤去および集団移住をめぐる交渉過程が克明に記されています。この資料を用いて、当該地区の居住者組織である立退対策委員会と行政当局との交渉について明らかにしたいと思います。

交渉自体は住民側は立退対策委員会が担当しますが、背後には朝鮮総連と民団が共同でバックアップする体制が築かれていまし

た。総連と民団が共同することは、当時の在日朝鮮人社会をめぐる世情を考えると、大変珍しい状況だったと思います。その一方で行政側は国と県と市、具体的には中国地方建設局河川部、太田川河川事務所、広島県河川課土木出張所、広島市建設局が交渉の席につきます。力関係でいえば圧倒的に行政側が強いわけですが、結果的に集団移住と土地の払い下げ、さらには移転補償金や家がない人には仮設住宅の提供が実現することになります。また、当該地区には養豚を営む方が多く、養豚の廃業補償費も支給されることになりました。当初、住民たちの要求は全ては満たされなかったものが多かったのですが、行政側から見れば住民たちの要求を多く汲む結果になったわけです。

行政と地元の交渉は1964年9月から1966年7月にかけて15回、実施されます。交渉の場では、立退対策委員会はいろんな取り組み、戦術を行いますし、それに対して、行政側も住民たちをスムーズに立ち退かせるためにいろんな戦略を立てていきます。交渉の場で、「Tさん、あんたは居住者ではないのに、なんで入っているんだ」といい、T氏を交渉から排除しようとしたし、新聞報道も「この地区は迷惑な存在」とアピールするような「不法住宅がブレーキしているから放水路ができない」という記事が踊るわけです。そこには、行政側のある種のリークもあったのかもしれない。1966年6月7日の中国新聞の記事では「役に立たぬ太田川放水路」と見出しがあり、「堤防に70戸居座る」と続きます。たしかに太田川放水路が出来ないことで、市民にリスクが及ぶわけですが、もし洪水被害が出れば、まっさきにこのバラッ

ク街の人々が被害を受けるわけです。

このように行政側はメディアをうまく使いながら、様々な揺さぶりをかけてくるわけですが、立退対策委員会の方も積極的にいきます。事務局長のTさんは行政側に対して以下のように語ったようです。

（太田川河川工事務所の）係長いう人がね、（強制撤去を）やると言うて来たんですよ。じゃあ、やりなさいと、うちは朝鮮総連がいっぱい人を集めるんだと、県下で。声掛けてすぐに集るのが1,800人ぐらい。ここは100軒ぐらいあったから、これが約1軒に3、4人、子供まで入れたらもっと多いけども、ここが大体4、500集ると。そうすると2,500から3,000人ぐらいを相手にしてやるかって言うたんですよ、僕は。やろうじゃないって、僕もはっきり言ったんですよ、こうやって（机を叩く仕草で）。木刀ぐらいは用意しますよと。あなた方は命なんか賭けてないだろうけども、うちは命賭けですよと、みんなそうですよと。

これはいわゆるハッターだったとインタビューでは語ったわけですが、彼は続けてこのように語りかけます。

ほいでじゃあ、それ計算してみいと。警察の動員、1人や2人じゃ済まんだらうと。また彼らの寝る場所、あんた確保せにゃいかんだぞと。この寝る場所、仮設住宅ぐらいは建

てるぐらいね、用意せにゃ、あんたどうするかと。そしたら
それの、いわゆる仮設の建設、警察動員のあれ、そして怪我
人出た時、あった時ね、全部入れて計算してみなさいと。

「計算してみい」という形で、立ち退きにかかる費用を換算さ
せ、補償費用の上乗せと天秤にかけさせたとも言っておりました。
「強制立ち退きは、お金がかかって無謀なことだ」と追及する中
で、結果的に自分たちの要求を可能な限り、通させようとしたの
でした。その過程で住民たちの移転補償、ならびに集団移住が成
し遂げられていくことになったわけです。

5. まとめ：「立ち退き」をめぐる多面的な空間の政治

以上、本日の内容をまとめますと、バラック街の立ち退きをめ
ぐっては行政当局が、戦略的見地から、警察権力を用いた行政代
執行による強制撤去だけでなく、個別交渉を用いた地元居住者の
分断を図る方法、住宅地区改良法や土地の払い下げなど様々な方
法で当該空間の消滅が促進されてきたわけです。その間、不動産
侵奪罪（1960年）や新河川法（1964年）など法的根拠が整備さ
れる一方で、メディアの排他的な言説が介在し、バラック街は社
会的に問題視され、居住者への社会的排除は進行していきます。
そして、その中で行政当局によるバラックの撤去や居住者の立ち
退きの正当性は確固たるものになっていったわけです。

それに対して居住者は様々な方法で戦術的に生活世界を維持

し、公権力に対して支援者の協力を受けながら連帯し、組織化し、自らの居住の生活や権利を主張し、抵抗することもありました。行政当局と居住者との関係は一筋縄に「対立」として理解することはできないかと思います。それぞれの組織は必ずしも一枚岩的に捉えられず、交渉では互いの利害関係が調整されることもあり、そのあり方は多面的だったのです。

6. 講座を通じて：戦後バラック街再考の意義

本講座では、戦後バラック街に対する既存の歴史認識（閉域として、均質なものとして、固定的なものとしての空間理解、消滅までの単線過程）の視野の狭さや誤謬をあらわにしてきました。バラック街は多様であり、その空間としてのあり方は閉じたものではなく、関係性があった、多孔的であったということです。

また、バラック街という空間が形成されて、消滅するまでの過程も多様だったことが、本日の内容でも明らかになったと思います。立ち退きの過程や手法にも様々な形があり、集団移住を成し遂げた地区もあったわけです。

以上を踏まえて必要なのは、戦後バラック街に対する排除的な空間表象および消滅すべきものとしての歴史認識を、当たり前とされてきたことを問い直すということです。そこで想起されるのは、戦後社会の捉え方と共通するものがあるのではないかと考えます。つまり、ある種の「開発すれば成長する」という戦後社会の理解と、バラック街を「なくなるべきもの、排除されるべきも

のだ」と認識することが裏表の関係、あるいは共犯関係にあったのではないかということです。それによってバラック街に対する視野は狭くなり、そこでの多様性や様々な過程が捨象されてきたのではないかとも思うわけです。

もう少し敷衍して考えれば、戦後の開発の正当性を是認する形でバラック街に生きた人々の存在それ自体が、歴史的にも抹消されて来たということです。逆も然り。歴史的に抹消してしまうことで高度経済成長や開発政治の正当性を追認してきたのではないとも言えるのではないのでしょうか。これは私から問題提起です。

その意味で、現在および将来における貧困層や社会的弱者に対する差別や排除、立ち退き問題に立ち向かう場合には、歴史的に不可視化されてきた、あるいは消滅や問題解消を「当然」とみなされてきた、同様の状況を見つめ直す意義もありうるのではないかと思います。それこそがバラック街の「記憶と記録の再探索」というオルタナティブな戦後史の意義であり、目指すべき先ではないかと思っているわけです。

以上が本講座全体のまとめであります。皆さんの望むべき内容となったのか心もとないところもあります。宣伝となって恐縮ですが、今回の講座の内容をもう少し詳しくお知りになりたい方は、拙著『「不法」なる空間に生きる—占拠と立ち退きをめぐる戦後都市史—』（大月書店、2019年）をぜひお手元にとっていただければと思います。どうぞよろしくお願ひします。それでは、ご静聴、本当にありがとうございました。